

平成29年9月1日

事業主様

一般社団法人山口県労働基準協会

自由研削といし特別教育講習会のご案内

労働安全衛生法第59条第3項ならびに労働安全衛生規則第36条第1号により、事業者は研削用といしの取替または取替時の試運転の業務に労働者をつかせるときは特別教育を行わなければならないことになっております。当協会では事業者にかわって下記により標記講習会を開催いたしますので、受講ご希望の方は別添の受講申請書に受講料・テキスト代を添えて小野田支部へご持参のうえお申込み下さい。

記

1. 講習日程

月 日	時 間 割	科 目	場 所
11/2 (木)	9:00~11:00	自由研削用研削盤・自由研削用といし取付工具等に関する知識 (2時間)	山口県労働基準協会 西部教育所
	11:10~12:10	自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識 (1時間)	
	12:10~13:00	昼食・休憩 (50分)	
	13:00~14:00	関係法令 (1時間)	
	14:10~16:10	実 技 (2時間)	
	(休憩時間を含む)	(自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法)	

2. 定 員 50人

3. 受講料 (8%消費税込)

会 員 6,480円 テキスト代 1,188円 計 7,668円

会員外 8,640円 テキスト代 1,188円 計 9,828円

※テキスト代 「グラインダ安全必携」1,188円 (本体1,100円+税)

なお、既納の受講料等は返金出来ませんので予めご了承下さい。

4. 申込開始 平成29年10月2日(月) から

定員に達し次第締め切りますので、早目にお申込み下さい。

5. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 実技教育がありますので、ヘルメット、作業服、安全靴、保護メガネ着用で受講してください。
- (4) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

自由研削といし取替等業務特別教育(全課程)受講申込書

Rev-2017.4

ふりがな						受講番号	
氏名						※	
正確な氏名をかい書で記入してください。						入会支部に○を付けてください。	
生年月日	昭和 平成	年	月	日	岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩		
住所	(〒 -)						
勤務先	事業場名						
	事業場所在地	(〒 -)					
連絡者	氏名		所属部課		TEL		FAX
<p>上記のとおり受講料(会員:6,480円 非会員:8,640円)及びテキスト代(1,188円)計(円)を添えて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(一社)山口県労働基準協会 殿</p>							

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。

自由研削といし取替等業務特別教育(全課程)受講票

ふりがな						受講番号	
氏名						※	
正確な氏名をかい書で記入してください。						会 場	
生年月日	昭和 平成	年	月	日			
住所	(〒 -)						
事業場名							
出席確認印	備 考	<p>1. ※欄以外の欄は、申込者(本人)において記入してください。</p> <p>2. 所定の受講日を間違えた場合や、開講時間に遅れた場合等は修了証を交付できませんのでご注意ください。</p> <p>3. 講習開始時間の15分前までに、左欄の出席確認を済ませて、受講番号の席に着席してください。</p> <p>4. 実技教育は、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋(軍手)を準備してください。</p>					